

目 次

1. はじめに	1
(1) 研究の目的	1
(2) 研究の方法	1
2. 情報公開制度の状況	2
(1) 国の状況	2
(2) 全国の自治体の条例制定状況	2
(3) 和歌山県下の自治体の条例制定状況	4
3. 和歌山県下の自治体における情報公開条例の主要項目別の比較検討	6
(1) 目的	7
(2) 実施機関	9
(3) 公文書	11
(4) 公開請求権者等	14
(5) 実施機関の責務	17
(6) 利用者の責務	19
(7) 公開決定等	21
(8) 部分公開	30
(9) 自己情報	33
(10) 非公開情報	35
(11) 存否に関する情報	53
(12) 救済手続	54
(13) 出資法人等	57

4. 若干の自治体における条例制定過程及び運用状況	58
(1) 湯浅町公文書の開示に関する条例	58
一 はじめに	58
二 条例制定までの検討過程	58
三 条例の特色	59
四 制定後の運用状況	61
五 改正条例の特色	62
六 改正条例施行後の運用状況	63
(2) 白浜町情報公開条例	63
一 はじめに	63
二 条例制定までの検討過程	64
三 条例の特色	65
四 制定後の運用状況	66
(3) 新宮市情報公開条例	67
一 はじめに	67
二 条例制定までの検討過程	67
三 条例の特色	68
四 制定後の運用状況	70
5. お わ り に	71

1. はじめに

(1) 研究の目的

地方自治に関し、現在は、明治維新、第二次世界大戦後改革に続く「第三の改革」の時といわれている。これは、平成7年の地方分権推進法の成立により、地方分権が推進されようとしていることを表わしたものである。

地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする同法は、地方分権の推進が、①国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化、②地方公共団体の自主性と自立性を高めること、③個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現化、の3つを基本理念として行われるものとしている。これらの基本理念の下で、地方公共団体は、①地方行政運営の改善と充実に係る施策の推進、②行政の簡素化と効率化の推進、の2つの責務を有することになる。さらに、同法は、地方分権の推進に関する基本方針として、①国と地方公共団体との役割分担、②地方分権の推進に関する国の施策、③地方税財源の充実確保、④地方公共団体の行政体制の整備と確立、の4つの基本方針を明らかにしている。第4番目の基本方針を図るため、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることがうたわれている。

同法に基づき作られた地方分権推進委員会は、平成9年7月8日の第2次勧告の中で、上記の必要な措置として、①情報公開の推進、②行政手続の適正化、③監査機能の充実・強化を挙げている。これらの内容として、情報公開条例の制定促進と内容充実が地方公共団体に要望され、また個人情報保護や行政手続条例についても同様になされたのであった。

このような国レベルでの動向に先立って、地方公共団体（以下、単に自治体という。）においても地方分権あるいは地方主権の重要性が語られてきた。地方分権を実現するためには、自治体の自治能力の充実の必要性が叫ばれてきたのである。そこにおいては、具体的には、例えば自治体首長の経営能力、職員の条例制定能力、情報収集能力の向上や、そのための職員研修の活用などの必要性が言われてきた。

本研究は、以上のような認識の下で、日本国憲法94条で保障された自治体の重要な権能である条例制定権に関し、特に和歌山県下の自治体における情報公開条例に関し、どのように行使され、機能しているかについて扱うものである。

私は、かつて『和歌山県下の自治体における条例制定に関する研究』（地域研究シリーズ 13、和歌山大学経済研究所、1997年）において、和歌山県下の県および50市町村の計51の自治体における条例制定状況について実態を把握するための調査研究を行ったことがある。その研究において、各自治体が条例についてどのように考え、どのように機能をもたせ、どのように意義づけているかが、わずかではあるが、明らかにできた。

本研究は、前回の研究の上に立ち、その不足を補いながら、さらに歩を進め、情報公開条例の内容の各自治体間の比較研究を行おうとするものである。これは、今後、条例未制定の自治体が情報公開条例を制定する場合に参考となるとともに、その他の条例を制定する場合にも、制定過程、運用などの面で参考になると思われる。

(2) 研究の方法

まず、本研究では、①国、全国の自治体、および和歌山県下の自治体における情報公開制度の状

況を把握し、②和歌山県下の各自治体における情報公開条例の主要項目別の条文を集め、簡単な比較検討を行い、③特色をもつ湯浅町、白浜町、および新宮市の情報公開条例をケースとして取り上げ、そこでの条例制定までの検討過程、条例の特色、制定後の運用状況などを見て、最後に、④それらから導き出された問題点や今後の課題などにつき、若干の提言と感想を述べてみる。

なお、特に県、湯浅町、白浜町、新宮市の4つの自治体に対しては、資料収集のみならずヒアリング調査を行った。

2. 情報公開制度の状況

(1) 国の状況

わが国で国民が情報公開という概念を強く意識するようになったのは、1970年代後半になってからである。その基本理念である知る権利については、1969年の博多駅テレビフィルム提出命令事件、1972年の外務省秘密電文漏洩事件、および1976年のロッキード事件を契機として、議論が盛んに行われるようになった。

ところが、1980年代前半から次々と情報公開条例が制定されていった自治体レベルとは異なり、国レベルにおいては情報公開制度への取り組みは遅れていた。

長期間続いた自民党単独政権から、1993年8月に細川連立政権に代わると、ようやく情報公開制度の整備が重要な政策課題として取り上げられることになった。そして、次の自民党、社会党、さきがけから成る村山連立政権が1994年6月に発足すると、連立三党は情報公開法の制定を政策合意していたため、行政改革委員会設置法の制定へと進んで行った。同法に基づき、1994年12月総理府に設置された行政改革委員会の任務の1つは、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査・審議することであり、さらに、それに関する意見具申は、2年以内に行うものとされた。

同委員会は、法制上の専門的検討を行うため、1995年3月行政情報公開部会を設けた。

同部会は、1996年4月24日に「情報公開法要綱案（中間報告）」を公表し、さらに、同年11月1日に「情報公開法要綱案」と「情報公開法要綱案の考え方」を委員会に報告した。

これをうけて、委員会は、1996年12月16日に「情報公開法制の確立に関する意見」を内閣総理大臣に具申した。

内閣は、1998年3月に、基本的に行政改革委員会の要綱案に沿った情報公開法案を国会に提出したが、これは国会で若干の修正の後、1999年5月7日に成立し、5月14日に公布された。この法案のうち、与野党で意見が対立したのは、知る権利の目的規定への明記の可否、手数料の有料、訴訟管轄等に関してであった。

こうして制定された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、単に情報公開法という。）は、2001年4月1日施行が予定されている。

(2) 全国の自治体の条例制定状況

わが国で最初の情報公開条例は、1982年3月に制定され、翌4月から施行された山形県の「金山町公文書公開条例」である。また、都道府県については、1982年10月に制定され、翌年4月から施行された「神奈川県庁の機関の公文書の公開に関する条例」が初めてのものであった。

これ以後今日まで約19年間にわたり、全国各地の自治体において情報公開に関する条例が制定されてきた。自治省行政局行政課の調査結果の発表を基に、平成9年度（1997年度）から平成12年度（2000年度）にわたる最近4年間の情報公開条例（要綱等を含む）の制定状況をまとめたのが、〈表-1〉である。

		都 道 府 県					市 区 町 村					合計
		都	道	府	県	小計	市	区	町	村	小計	
9 年 度 (9. 4. 1 現在)	制 定 数	1	1	2	43	47	237	23	76	12	348	395
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	35.3	100	3.8	2.1	10.7	12.0
10 年 度 (10. 4. 1 現在)	制 定 数	1	1	2	43	47	321	23	161	28	533	580
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	47.9	100	8.1	4.9	16.4	17.6
	対前年度増加率(%)						35.4		111.8	133.3	53.2	46.8
11 年 度 (11. 4. 1 現在)	制 定 数	1	1	2	43	47	457	23	306	75	861	908
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	68.1	100	15.4	13.2	26.5	27.5
	対前年度増加率(%)						42.4		90.1	167.9	61.5	56.6
12 年 度 (12. 4. 1 現在)	制 定 数	1	1	2	43	47	573	23	623	160	1,379	1,426
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	85.4	100	31.3	28.2	42.4	43.2
	対前年度増加率(%)						25.4		103.6	113.3	60.2	57.0

〈表-1〉 情報公開条例（要綱等を含む）の最近4年間の制定状況

この表によると、平成9年度（1997年4月1日現在）には、47すべての都道府県において条例が既に制定されている。一方、市区町村レベルでは東京23区ではすべて制定されているが、市では237（制定率35.3%）、町では76（同3.8%）、村では12（同2.1%）の計348（同10.7%）の自治体が制定しているに過ぎず、全国すべての自治体では12%の制定率という状況であった。

平成10年度（1998年4月1日現在）には、新たに条例を制定したのは市で84（対前年度増加率35.4%）、町で85（同111.8%）、村で16（同133.3%）であり、特に町・村の増加率が目立つ。条例を制定している市区町村は533となり、市区町村全体の16.4%の制定率ということになる。また、自治体全体では、580自治体が制定済みであり、17.6%の制定率となっている。

平成11年度（1999年4月1日現在）には、条例を制定済みの市は457（制定率68.1%）、町は306（同15.4%）、村は75（同13.2%）であり、市区町村全体では861（同26.5%）の自治体となっており、これは、対前年度増加率61.5%にあたる。

平成12年度（2000年4月1日現在）には、条例制定済みの市区町村は1,379（制定率42.4%）であり、対前年度増加率は60.2%となっている。〈表-2〉によれば、自治体別の制定率は、都道府県が100%、市が85.4%、区が100%、町が31.3%、村が28.2%であり、自治体全体では43.2%となっている。

		都 道 府 県					市 区 町 村					合計
		都	道	府	県	小計	市	区	町	村	小計	
地 方 公 共 団 体 数		1	1	2	43	47	671	23	1,990	568	3,252	3,299
条 例	制 定 数	1	1	2	43	47	571	23	617	159	1,370	1,417
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	85.1	100.0	31.0	28.0	42.1	43.0
要 綱 等	制 定 数	0	0	0	0	0	2	0	6	1	9	9
	制 定 率 (%)	0	0	0	0	0	0.3	0	0.3	0.2	0.3	0.2
合 計	制 定 数	1	1	2	43	47	573	23	623	160	1,379	1,426
	制 定 率 (%)	100	100	100	100	100	85.4	100.0	31.3	28.2	42.4	43.2

〈表-2〉 地方公共団体数並びに情報公開条例及び要綱等の制定数及び率（平成12年4月1日現在）

過去3年間における条例制定済み市区町村の対前年度増加率は、53.2%（平成10年度）、61.5%（平成11年度）、60.2%（平成12年度）と高率が続いており、特に、町・村では90.1%～167.9%の大幅な伸びを見せている。このように、今後も町・村で条例制定の大幅な増加傾向が続くと予想される。

内容に関しては、情報公開の実施機関に公安委員会・警察本部長を含める9つの県条例があるが、2000年4月1日現在、これらはいずれも未施行である。他の都道府県にも、この動きに倣うところができており、増加していくであろう。

また、議会を対象とした条例（要綱等を含む）も最近は一般的になっている。その際、情報公開条例の実施機関に議会を含める方法と、議会独自の条例を制定する方法が行われている。両方の方法を合わせて、制定済み自治体は、2000年4月1日現在では都道府県は25（制定率53.2%）、市区町村は1,302（同40.0%）となっている。

(3) 和歌山県下の自治体の条例制定状況

和歌山県下の自治体における情報公開条例制定への取り組みは遅く、わが国最初の山形県の金山町条例から11年後の1993年（平成5年）3月にようやく、県内最初の条例である「和歌山県公文書の開示に関する条例」が制定・公布され、10月から施行された。この和歌山県条例は、47都道府県条例（要綱を含む）の中で、40番目の制定順位であった。

市レベルでは、和歌山市が県下の市町村としては最初に、「和歌山市公文書公開条例」を1993年12月に制定・公布し、翌年7月から施行していた。その後、より利用しやすい制度とするため1999年7月に条例が一部改正され、名称も「和歌山市情報公開条例」と改められた。さらに、2000年（平成12年）9月に「和歌山市個人情報保護条例」が制定されたことに伴い、情報公開条例の一部改正が同時に行われ、10月から施行されている。

この他、新宮市条例（1999年3月公布、10月施行）、橋本市条例（2000年3月公布、10月施行）が制定されている。

町レベルでは、湯浅町が県下の町としては最初に、「湯浅町公文書の開示に関する条例」を1996年（平成8年）3月に制定・公布し、7月から施行した。その後、本稿4. (1)で詳しくみるように、和歌山県条例との類似性が極めて高かった本条例は、施行8ヵ月後に改正案が議員提案で議会に出され、結局1997年（平成9年）7月に改正、9月から施行されている。

さらに、古座町、那智勝浦町、太地町、白浜町、吉備町、熊野川町、本宮町、串本町、広川町、上富田町が条例を制定している。

村レベルでは、唯一北山村が「北山村情報公開条例」を2000年（平成12年）3月に制定・公布し、7月から施行している。北山村は、県内で最も人口の少ない593名（平成7年10月1日現在〔県統計課の統計年鑑による〕）という自治体であるが、「本町のような小さな自治体では、他に先んじて制定することは困難」（アンケート調査へのある町の回答）という自治体に比べ、なかなか健闘しているといえるのではないだろうか。

和歌山県内の現在の県、市、町、村別の自治体数と、平成5年度（1993年4月1日現在）から平成12年度（2000年4月1日現在）までの8年間（ただし、平成7年度と平成9年度は変動がなかったため省略）にわたる自治体別の情報公開条例の制定数および制定率をまとめたのが〈表-3〉である。

		県	市 町 村				合計
			市	町	村	小計	
地方公共団体数		1	7	36	7	50	51
平成5年度 (5.4.1現在)	制定数	1	0	0	0	0	1
	制定率(%)	100	0	0	0	0	2.0
平成6年度 (6.4.1現在)	制定数	1	1	0	0	1	2
	制定率(%)	100	14.3	0	0	2.0	3.9
平成8年度 (8.4.1現在)	制定数	1	1	1	0	2	3
	制定率(%)	100	14.3	2.8	0	4.0	5.9
平成10年度 (10.4.1現在)	制定数	1	1	3	0	4	5
	制定率(%)	100	14.3	8.3	0	8.0	9.8
平成11年度 (11.4.1現在)	制定数	1	2	5	0	7	8
	制定率(%)	100	28.6	13.9	0	14.0	15.7
平成12年度 (12.4.1現在)	制定数	1	3	11	1	15	16
	制定率(%)	100	42.9	30.6	14.3	30.0	31.4

〈表-3〉和歌山県内自治体数と情報公開条例の制定状況

これによれば、2000年4月1日現在、県内7市中3市（制定率42.9%）が条例制定済みであり、〈表-2〉によれば全国の市の85.4%が制定済みということに比べると2分の1程度ということになる。

また、県内36町中11町（制定率30.6%）が条例制定済みであり、これは全国の町の制定率31.3%とほぼ同程度といえるであろう。

県内7村中1村（制定率14.3%）だけが条例制定済みであり、これは全国の村の制定率28.2%のほぼ2分の1程度である。

都道府県は全て条例制定済みであるため、それらを除外した市区町村レベルで比較すると、県内50中15市町村（制定率30.0%）が制定済みであり、これは全国3,252中1,379市区町村（制定率42.4%）が制定済みということに比べると7割程度ということになる。

情報公開条例に関してという条件はつくが、全国の自治体に比べて、県内の町は同程度、市と村は意識があまり進んでいないということになるのではないだろうか。

次に、〈表-4〉は、平成12年（2000年）10月1日現在、国および和歌山県下の16自治体において制定されている情報公開法および条例の正式名称並びに公布日および施行日をまとめたものである。国の法律も掲載したのは、自治体が条例制定に際し、国の情報公開制度制定の動向とその内容、および制定後の法律を念頭に置きながら行ってきた面があるということと、情報公開法41条が「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と述べているからである。〈表-3〉を見ればわかる通り、県内においても全国的な傾向と同じく、平成10年度以降条例制定に拍車がかかり、高い増加率を示すようになってきていることから、情報公開法の影響がいろんな面で大きいことがわかる。

また、〈表-4〉からわかる（明示されていないが）特徴として、県内7郡中、有田郡（5町中3町）、西牟婁郡（7町村中3町）、東牟婁郡（7町村中6町村）の3郡（19町村中12町村）に条例制定済み町村が集中し（制定率63.2%）、他の海草郡（3町）、那賀郡（6町）、伊都郡（5町村）、

		法 及 び 条 例 名	公布日 (平成)	施行日 (平成)
	国	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	11. 5. 14	13. 4. 予定
1	和 歌 山 県	和歌山県公文書の開示に関する条例	5. 3. 30	5. 10. 1
2	和 歌 山 市	和歌山市情報公開条例	5. 12. 21	6. 7. 1
3	湯 浅 町	湯浅町公文書の開示に関する条例	8. 3. 27	8. 7. 1
4	古 座 町	古座町情報公開条例	9. 12. 26	10. 4. 1
5	那 智 勝 浦 町	那智勝浦町公文書開示条例	10. 3. 18	10. 12. 1
6	太 地 町	太地町公文書の開示に関する条例	11. 3. 15	12. 1. 1
7	白 浜 町	白浜町情報公開条例	11. 3. 25	11. 4. 1
8	新 宮 市	新宮市情報公開条例	11. 3. 30	11. 10. 1
9	吉 備 町	吉備町公文書の開示に関する条例	11. 6. 21	13. 4. 1
10	熊 野 川 町	熊野川町公文書公開条例	11. 12. 22	12. 7. 1
11	本 宮 町	本宮町公文書の開示に関する条例	11. 12. 28	12. 4. 1
12	串 本 町	串本町公文書開示条例	12. 1. 6	12. 4. 1
13	北 山 村	北山村情報公開条例	12. 3. 15	12. 7. 1
14	広 川 町	広川町公文書の開示に関する条例	12. 3. 15	13. 4. 1
15	上 富 田 町	上富田町情報公開条例	12. 3. 23	12. 10. 1
16	橋 本 市	橋本市情報公開条例	12. 3. 28	12. 10. 1

〈表-4〉 情報公開法及び条例の制定状況 (平成12年10月1日現在)

日高郡 (10町村) の 4 郡内 (24町村) には条例制定済み町村が全くないということである。これは単なる偶然であろうか。

私が『和歌山県下の自治体における条例制定に関する研究』(1997年3月刊)のために県内自治体にアンケート調査を行い(1996年7月実施)、当時は和歌山県、和歌山市、湯浅町の3自治体が情報公開条例を制定していただいただけであったので、条例を定めていない理由を尋ねたところ、いろいろな回答の中に「周辺町村の制定状況を検討しながら考えていく予定」「近隣の町と調整をとりながら行う予定」「近隣の他町村と検討中」という回答も混じっていた。自治体の行政を行う場合、あるいはその根拠となる条例制定に際し、当該自治体内で検討するだけではなく、近隣の自治体、郡内の自治体、県振興局管内の自治体間で調整・検討をしながら行う行政文化が県内に存在しているのかもしれない。これが良い方向に出れば、近隣自治体に遅れずに我が自治体も急げということになり、悪い方向に出れば、近隣自治体が行っていないのだから我が自治体も急ぐ必要はないということになる。この問題については、私の今後の研究課題とさせていただきたい。

3. 和歌山県下の自治体における情報公開条例の主要項目別の比較検討

以下に和歌山県下の16自治体の現行(2000年10月1日現在)の情報公開条例について、主要項目別に条文を掲げることとする。各自治体の全条文集毎にするよりも、主要な項目別条文毎に収録する方が、条例の作成の際の検討には役立つと思うからである。ここでは13の主要項目を取り上げたが、これら以外に、例えば、条例の名称、公開情報の対象年限、費用負担、請求手続等の項目もあるが、今回は取り上げなかった。

また、各項目の初めに、条例に大変参考になると思われる場合に、国の情報公開法の条文を掲げている。

(1) 目 的

国（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

和歌山県（目的）

第1条 この条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって開かれた県政を一層推進することを目的とする。

和歌山市（目的）

第1条 この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

湯浅町（目的）

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する町民の知る権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。

古座町（目的）

第1条 この条例は、町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、町政に関する情報を積極的に公開して、町政への住民参加を一層推進し、町政に対する住民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

那智勝浦町（目的）

第1条 この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加の促進を図り、もって、一層公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

太地町（目的）

第一条 この条例は、町の保有する公文書が町民の共有の財産であり、地方自治の本旨に基づき、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加の促進を図り、もって、より一層公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

白浜町（目的）

第1条 この条例は、町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し、必要な事項を定めることにより、より開かれた町政を実現し、住民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

新 宮 市 (目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利として、市の保有する公文書の公開を請求する権利を保障することについて定め、市の市民に対する説明責任を果たすとともに、市政に対する市民の参加を一層推進し、市民の理解と信頼を深めることにより、市政の発展に寄与することを目的とする。

吉 備 町 (目的)

第1条 この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。

熊 野 川 町 (目的)

第1条 この条例は、町民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加の促進を図り、もって、一層公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

本 宮 町 (目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を求める町民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって公正な町政の進展と住民生活の充実に寄与することを目的とする。

串 本 町 (目的)

第一条 この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加の促進を図り、もって、一層公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

北 山 村 (目的)

第1条 この条例は、村民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、村民の知る権利の保障と村政への参加の促進を図るとともに、村民に対する村の説明責任を果たし、村民の村政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた村政の実現に寄与することを目的とする。

広 川 町 (目的)

第1条 この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって、公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。

上 富 田 町 (目的)

第1条 この条例は、情報の公開を求める町民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって開かれた町政を一層推進することを目的とする。

橋 本 市 (目的)

第1条 この条例は、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにし、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

目的の中に、和歌山市、湯浅町、古座町、太地町、新宮市、北山村、上富田町条例は、住民の「知る権利」を明記している。一方で、国の法律などでは明記しなかった。明記しない理由として、例えば本稿 4. (2)で紹介する白浜町のような考え方もあろう。

憲法92条の地方自治の本旨を掲げるものに、太地町や橋本市条例がある。

住民の行政への参加促進を謳うものに、和歌山県、和歌山市、湯浅町条例など、ほとんどの条例がある。国と橋本市条例のみは、明記していない。

説明責任については、国、和歌山市、新宮市、北山村、橋本市条例は明記している。今後明記する条例が増加すると思われる項目の1つである。

住民の理解と信頼の確保を目的にあげるのは、国とほとんど全ての自治体の条例だが、橋本市条例だけは明記していない。

公正な行政の推進をあげるのは、国、和歌山市、湯浅町条例など多いが、和歌山県、新宮市、上富田町条例は明記していない。

これら以外にも、開かれた行政等をあげている条例も多い。

以上のような事項を総合的に判断して、条例の目的を理解すべきであろう。

(2) 実施機関

和歌山県(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

和歌山市(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。

湯浅町(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業をいう。

古座町(定義)

第2条

(2) 実施機関

町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会をいう。

那智勝浦町(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

太 地 町 (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

白 浜 町 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

新 宮 市 (定義)

第2条

- 二 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公営企業管理者及び議会をいう。

吉 備 町 (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

熊 野 川 町 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、及び議会をいう。

本 宮 町 (用語の定義)

第2条

- 三 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び消防長をいう。

串 本 町 (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

北 山 村 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

広 川 町 (定義)

第2条 この条例において、「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

上 富 田 町 (定 義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

橋 本 市 (定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

実施機関に議会を含めるのは、和歌山市を初め（ただし、当初は規定していなかったが、2000年4月改正により規定した。）、ほとんどの自治体条例が規定しているが、和歌山県条例は規定していない。県は、議会だけでなく、公安委員会、警察本部長をも実施機関に含めるかどうか早急に決断しなければならないだろう。

(3) 公 文 書

国 (定 義)

第2条

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

和 歌 山 県 (定 義)

第2条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

和 歌 山 市 (定 義)

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。

湯 浅 町 (定義)

第2条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は職務に関連して取得した文書、図画、写真、フィルム、録音テープ、磁気テープ、光ディスク等であって、実施機関が管理しているすべてのものをいう。

古 座 町 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む）及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう。

那智勝浦町 (定義)

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク等であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。

太 地 町 (定義)

第2条

二 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスクその他これに類するものであって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。

白 浜 町 (定義)

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が保有しているものをいう。

新 宮 市 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

吉 備 町 (定義)

第2条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は職務に関連して取得した文書、図画、写真、フィルム等であって、実施機関が管理しているものをいう。

熊野川町（定義）

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク等であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。

本宮町（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

串本町（定義）

第2条

二 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク等であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。

北山村（定義）

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。

広川町（定義）

第2条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は職務に関連して取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

上富田町（定義）

第2条

2 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が保有しているもの（以下「公文書」という。）をいう。

橋本市（定義）

第2条

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

情報公開の対象を、和歌山県、和歌山市、湯浅町条例のように公文書ととらえ、それを定義するものと、上富田町条例のように情報ととらえ（ただし、徹底していない。）、それを定義するものがある。現在は、前者がほとんどだが、大阪府枚方市情報公開条例（1997年12月公布、1998年10月施行）は、後者の例である。

公文書の定義について、2つの問題がある。1つは、記録媒体をどう考えるかという問題である。和歌山県、吉備町、本宮町、広川町条例のように、文書、図画および写真などのいわゆる紙類の記録媒体に限るのか、あるいは、国、和歌山市、湯浅町条例等のように、電磁的記録媒体をも含めるのかである。情報技術の発展を考えた場合、今後は後者が主流となっていくだろう。

もう1つの問題は、和歌山県、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、串本町、広川町条例のように、決済・供覧等の手続が終了して実施機関が管理しているものにとらえるのか、あるいは、国、和歌山市、新宮市、北山村、橋本市条例のように、行政機関の職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有しているものにとらえるのか、である。住民にとってわかりやすいのは、後者であろう。

(4) 公開請求権者等

国（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

和歌山県（公文書の開示を請求できるもの）

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する個人
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（公文書の任意開示）

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるものから、前条第2項に規定する公文書で実施機関が定めるものについて公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のもので実施機関が定めるものから、実施機関が定める公文書について公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

和歌山市（公文書の公開を請求できるもの）

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の任意公開)

第13条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。

湯浅町 (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

古座町 (公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

那智勝浦町 (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係にかかる公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

太地町 (公文書の開示を請求できるもの)

第五條 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第五号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求する事ができる。

- 一 町内に住所を有する者
- 二 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 町内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

白浜町 (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

新宮市 (公文書の公開を請求する権利)

第5条 請求者は、実施機関に対し、請求理由を明示することによって公文書の公開を求めることができる。

吉備町 (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係にかかる公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

熊野川町 (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第4号に掲げるものにあつては、

そのものの利害関係にかかる公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

本 宮 町 (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第五号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。)を請求することができる。

- 一 町内に住所を有する個人
- 二 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 町内に存する学校に在学する者
- 五 その他実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

串 本 町 (公文書の開示を請求できるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第五号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係にかかる公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- 一 町内に住所を有する者
- 二 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 町内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

北 山 村 (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係にかかる公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 村内に住所を有するもの
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 村内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の任意公開)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合においても、これに応ずるように努めるものとする。

広 川 町 (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
上 富 田 町 (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げるものにおいては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

橋 本 市 (公文書の開示を請求できるもの等)

第5条 この条例の定めるところにより、次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げるものにおいては、そのものの利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

請求権者の範囲について、3通りの方法がある。

1つは、和歌山県条例のように、自治体内に住所のある個人、団体に限るやり方。県条例16条は任意開示を規定するが(これは努力義務に過ぎない。)、それに基づく県の公文書開示規則4条によれば、県と無関係の者にはこの任意開示さえもされない。

2つ目は、和歌山市条例のように、自治体内に住所を有する個人・団体以外に、自治体内に通勤・通学する者や実施機関の事務事業の利害関係者とし、それ以外のものには任意公開(その場合原則公開。)とする方法である。

3つ目は、国、湯浅町、古座町、白浜町、新宮市条例のように、何人も請求権をもつ(ただし、新宮市条例は明示していない。)とするやり方である。

私は、県内の自治体条例は全て情報公開手数料を無料としていること、公開にかかる事務手数料は自治体負担であること、自治体行政は原則として住民のために行われること、請求権の濫用に近似的なことが行われた場合に対処する規定が不備なこと等の理由で、2番目の方法が妥当なのではないかと思う。もちろん、自治体外の人が、自治体内の人に依頼して請求したならば、実質的には3番目の何人にも請求権を認める方法と同じではないかという意見もあるのは承知している。

(5) 実施機関の責務

和 歌 山 県 (解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利

を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

和歌山市（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

湯浅町（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、町民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

古座町（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、町民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関はこの条例の解釈及び運用にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならない。

那智勝浦町（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、町民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

太地町（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、町民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

白浜町（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

新宮市（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する者（以下「請求者」という。）の権利を十分に尊重し、その権利が適正に保障されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならない。

吉備町（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、町民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

熊野川町（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、町民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公

にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

本 宮 町（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、町民の公文書の開示を求める権利が適正に保障されるようにするものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

串 本 町（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、町民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

北 山 村（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、村民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

広 川 町（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈および運用に当たっては、町民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

上 富 田 町（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、町民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

橋 本 市（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

実施機関の責務として、全ての条例が、条例の解釈・運用における公開を求める権利の尊重と、個人情報への最大限の配慮を規定している。

条文は掲げなかったが、他の条文において、以上の他に実施機関の責務として、情報の積極的提供、情報検索体制の整備を掲げるものがあることを付記しておく。

(6) 利用者の責務

和 歌 山 県（利用者の責務）

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

和 歌 山 市（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの

条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

湯 浅 町 (利用者の責務)

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

古 座 町 (町民の責務)

第4条 町民はこの条例の目的に即し、公文書の公開を求める権利を行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を適正に使用しなければならない。

那智勝浦町 (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

太 地 町 (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

白 浜 町 (利用者の責務)

第4条 公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に即し、その権利を正当に行使し、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

新 宮 市 (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

吉 備 町 (利用者の責務)

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

熊 野 川 町 (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

本 宮 町 (利用者の責務)

第4条 公文書開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

串 本 町 (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

北山村（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

広川町（利用者の責務）

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

上富田町（利用者の責務）

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

橋本市（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

利用者の責務として、ほとんどの条例が、条例目的に即した公開請求権の行使と、得た情報の適正な使用を規定している。

これらの規定は、利用者に対する訓示的規定であるが、公開請求権の濫用がある場合や、個人情報保護条例が未制定であるためプライバシー侵害のおそれがある場合などに、活用され得るだろう。

(7) 公開決定等

国（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において

「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

和歌山県(公文書の開示の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定(第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に県以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該県以外のものの意見を聴くことができる。

和歌山市(公文書の公開の決定及び通知)

第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。以下同じ。)をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

湯浅町(公文書の開示の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの(以下「請求者」とい

う。) に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して30日を限度として、当該期間を延長することができる。

この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に町以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該町以外のものの意見を聴くことができる。

古 座 町（公開請求に対する決定等）

第8条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書の公開をすることがどうかを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を、公開を請求した者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。この場合において、公文書を非公開と決定したときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、非公開と決定した公文書が期間の経過により第6条第1項に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

4 実施機関はやむを得ない理由により、第1項の期間内に決定することができないときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は当該理由を請求者に通知しなければならない。

那智勝浦町（公文書の開示の決定及び通知）

第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の開示をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により公文書の開示をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の開示をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により開示するこ

とができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

太 地 町（公文書の開示の決定及び通知）

第九条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の開示をするか否かの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第一項の規定により公文書の開示をしない旨の決定（第七条の規定に基づき、公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の開示をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第一項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

白 浜 町（公文書の公開の決定及び通知）

第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して14日以内に、請求に係る公文書の公開の可否を決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して30日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

新 宮 市（公開請求に対する決定等）

第13条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求書を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をどうかを決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を、公開請求した者に通知

しなければならない。この場合において、公文書を非公開と決定した時は、その理由を併せて通知しなければならない。

- 3 前項の規定において、実施機関は、非公開と決定した公文書が第10条に該当するときは、併せてその時期を明示しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項の期間内に決定することができないときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に通知しなければならない。
- 5 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前項の期間内にすべてについて公開決定をすることが困難と思われる場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定を行う。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に通知しなければならない。

(関係機関との調整)

第14条 公開請求に係る公文書が他の行政機関により作成されたものであるときは、実施機関は、公開決定をするにあたって必要と認めるときは、関係機関と協議をしなければならない。

(第三者の措置)

第15条 公開請求に係る公文書に国、地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定をするにあたり、必要に応じて当該情報に係る第三者の意見を聴くことができるものとする。ただし、第7条一号イの規定により、当該公文書の公開をする場合は、第三者に意見を述べる機会を与えなければならない。

吉 備 町（公文書の開示の請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して30日を限度として、当該期間を延長することができる。
この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に町以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該町以外のものの意見を聴くことができる。

熊野川町（公文書の公開の決定及び通知）

- 第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

本宮町（公文書の開示の請求に対する決定等）

- 第七条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第十条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第一項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に町以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該町以外のものの意見を聴くことができる。

串本町（公文書の開示の決定及び通知）

- 第九条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の開示をするか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第一項の規定により公文書の開示をしない旨の決定（第七条の規定に基づき、公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の開示をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第一項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

北 山 村（公文書の公開の決定及び通知）

- 第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、やむをえない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
 - 4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
 - 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聞くことができる。

広 川 町（公文書の開示の請求に対する決定等）

- 第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。
 - 3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。
 - 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に町以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該町以外のものの意見を聴くことができる。

上 富 田 町（公文書の公開の決定及び通知）

第9条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して30日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開しない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

橋 本 市（請求に対する決定及び通知）

第10条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するか否かの決定（以下「開示決定」という。）をしなければならない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をするすることができないときは、当該請求があった日から起算して60日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書の開示をしない旨の決定（第7条の規定による公文書の部分開示の旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の開示をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第11条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相

当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、同条第3項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。

(第三者からの意見の聴取)

第12条 実施機関は、開示決定等をするに際して、開示請求に係る公文書に市及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合であって必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、開示決定等をしたときは、速やかに、当該決定の内容を当該第三者に書面により通知するものとする。

公開をするか否かの決定期間として、国の法律は、30日以内としているが、ほとんどの条例は、請求の受理日から15日以内としている。

やむを得ない理由により、決定期間を延長する場合、受理日から30日を限度として延長を認める条例と、60日を限度に認める条例がある。

新宮市条例のように、請求文書が大量である場合の特例を設けたものもある。

また、和歌山市条例のように、非公開決定をした場合であっても、その公文書が期間の経過により公開可能になることが明らかなき（時限秘）は、請求者の便宜のため、その期日等を通知書に付記するとしたものがある。

上記の条例中にはないが、前出枚方市条例などは、実施機関が期間内に決定をしないときは、非公開決定があったものとみなすとの規定を置いている。

白浜町条例のように、決定をする場合に、第三者情報が記録されているときは、そのものの意見を聴くことができるとしたものがある。私は、さらに、新宮市条例のように、一定の場合には、公開決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与え、仮に公開決定をしても公開までに相当の期間を置かなければならないという規定が必要だと思う。第三者の権利保護のための手続規定の必要性を認識しなければならない。

(8) 部分公開

国（部分開示）

第六条 行政期間の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

和歌山県（公文書の部分開示）

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報

が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

和歌山市（公文書の部分公開）

第7条 実施機関は、公文書に第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

湯浅町（公文書の部分開示）

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

古座町（非公開とすることができる公文書）

第6条

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に前項各号の一に該当する情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、同項各号に該当する情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分する事ができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

那智勝浦町（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

太地町（公文書の部分開示）

第七条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

白浜町（部分公開）

第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、公文書の公開の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

新宮市（公文書の部分公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前2条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、請求者に対し、非公開情報に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

吉 備 町 (公文書の部分開示)

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

熊 野 川 町 (公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

本 宮 町 (公文書の部分開示)

第十条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

串 本 町 (公文書の部分開示)

第七条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

北 山 村 (公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公文書に第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

広 川 町 (公文書の部分開示)

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

上 富 田 町 (公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

橋 本 市 (公文書の部分開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部

分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないとみなして、前項の規定を適用する。

部分公開については、全ての条例に規定がある。これは、原則公開の立場から出来得る限り請求権者の公開を求める権利を保障するためのものである。

(9) 自己情報

那智勝浦町（公文書の本人開示）

第11条 実施機関は、第6条第1号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人（以下「本人」という。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する情報（同条第1号に該当する情報にあっては、本人以外の者に係るものに限る。）
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

（自己情報に係る記載の訂正）

第12条 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

太地町（公文書の本人開示）

第十一条 実施機関は、第六条第一号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人（以下「本人」という。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- 一 第六条各号のいずれかに該当する情報（同条第一号に該当する情報にあっては、本人以外の者に係るものに限る。）
- 二 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

（自己情報に係る記載の訂正）

第十二条 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

新 宮 市（公文書の本人公開）

第11条 実施機関は、第7条第一号に該当する情報が記録されている公文書について、本人から公開請求があった場合には、当該公文書の本人に係る部分を公開しなければならない。ただし、当該各部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当する部分を公開しないことができる。

- 一 第8条各号に掲げる情報
- 二 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当と認められるもの。

熊 野 川 町（公文書の本人開示）

第11条 実施機関は、第6条第1号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人（以下「本人」という。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する情報（同条第1号に該当する情報にあつては、本人以外の者に係るものに限る。）
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であつて、本人に開示しないことが正当と認められるもの

（自己情報に係る記載の訂正）

第12条 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

串 本 町（公文書の本人開示）

第十一条 実施機関は、第六条第一号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人（以下「本人」という。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- 一 第六条各号のいずれかに該当する情報（同条第一号に該当する情報にあつては、本人以外の者に係るものに限る。）
- 二 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であつて、本人に開示しないことが正当と認められるもの

（自己情報に係る記載の訂正）

第十二条 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

北 山 村（公文書の本人開示）

第11条 実施機関は、第6条第1号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人（以下「本人」とい

う。)から請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する情報(同条第1号に該当する情報にあっては、本人以外の者に係るものに限る。)
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

(自己情報に係る記載の訂正)

第12条 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

橋本市(本人情報の開示)

第17条 実施機関は、個人に関する情報が記録された公文書について、当該情報に係る本人からの当該公文書の開示(以下「本人情報の開示」という。)の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

自己情報の本人開示請求権を認めるものに、那智勝浦町、太地町、新宮市、熊野川町、串本町、北山村条例があり、橋本市条例は、実施機関にこれに応ずる努力義務を課すにとどまっている。

また、自己情報訂正請求権を認めるものに、那智勝浦町、太地町、熊野川町、串本町、北山村条例がある。

上記の条例のように、情報公開条例の中に、プライバシーの権利としての自己情報コントロール権の具体化として自己情報開示請求権や自己情報訂正権を規定する自治体もあるが、これらは本来、プライバシー保護のための個人情報保護条例の中に規定されるべきものと思う。未だ個人情報保護条例が制定されていないため、情報公開条例の中に規定されているのであろう。

現在までのところ、県内では、湯浅町、白浜町、和歌山市の3自治体が個人情報保護条例を制定しているだけであり、他の自治体においても早急な条例制定が望まれる。

(10) 非公開情報

国(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

和歌山県（開示しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき知事その他の執行機関の権限に属する国の事務に関する情報であって、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関（知事及び公営企業管理者を除く。）並びに県の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決により開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの
- (7) 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (8) 県の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的

が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

和歌山市（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該請求をしたものに対し、当該公文書の公開をしなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する職を占める者をいう。）であり、かつ、当該情報がその職務の遂行に係るものである場合における当該情報に含まれる当該公務員の職及び氏名
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 市政の運営に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下この号において「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずると認められるもの
 - イ 市の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
 - ウ 市の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得

した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

エ 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 公開しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(4) 法令は条例の規定により公開することができないと認められる情報

湯浅町（開示しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき明らかに開示することができないとされている情報。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、プライバシーを不当に侵害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することがこの条例の目的上必要であると認められるもの

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益を害し、不利益を与えることが客観的に明白と認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

エ その他、開示することが公益上特に必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の調査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(5) 町の機関と国、県、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町の機関及び国等の事務事業の公正な執行に著しい支障が生じることが明らかなもの

(6) 実施機関（町長及び公営企業を除く。）並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類する

もの（以下、「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると明らかに認められるもの

- (7) 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。
- (8) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

古 座 町（非公開とすることができる公文書）

第6条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

- (1) 法令により、明らかに守秘義務が課されている情報。
- (2) 個人に関する情報であって、プライバシーを不当に侵害するもの。ただし次に掲げる情報は除く。
- ア 法令により、何人も閲覧することができる情報。
 - イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報。
 - ウ 法令による許可、免許、届け出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるもの。
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く）その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益を害し、不利益を与えることが客観的に明白と認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
- ア 法人等の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報。
 - イ 町民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報。
 - ウ その他公開することが公益上必要と認められる情報。
- (4) 行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの。
- ア 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下この号について同じ。）の機関との間における審議、検討、調査等の意志決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの。
 - イ 町の機関又は国等の機関が行う検査、監査等の計画及び実施細目、入札の予定価格、試験の問題、交渉の方針、訴訟の方針等の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるお

それのあるもの。

- ウ 町の機関と国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、町の機関及び国等の事務事業の公正な執行に著しい支障が生じることが明らかなもの。
- エ 行政上の義務に違反する行為の取り締まり又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの。
- オ その他公開することにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報。

那智勝浦町（開示しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (4) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

- (6) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (7) 開示しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (8) 法令又は条例の規定により開示することができないと認められる情報

太 地 町（開示しないことができる公文書）

第六条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことができる。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令その他の定め（以下「法例等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 三 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- 四 町の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- 五 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- 六 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 七 開示しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当

該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

八 法令又は条例の規定により開示することができないと認められる情報

白 浜 町（公開しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (4) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意志形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (5) 町又は国等の機関が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (6) 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任状に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの。
- (7) 公開しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(8) 法令又は条例の規定により公開することができないと認められる情報

新 宮 市 (公開を行ってはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開を行ってはならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

エ 当該個人が公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(公開を行わないことができる情報)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開を行わないことができる。

一 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害し、不利益を与えることが客観的に明白と認められるもの

イ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、当該法人又は個人等の承諾なく公にすることにより、市と当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

二 行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査等の計画及び実施細目、試験の問題、交渉の方針、訴訟の方針等の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業若しくは同種の事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの

ウ 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等の事務事業の公正な執行に著しい支障が生ずることが明らかなもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取り締まり又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開

することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全の確保と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる情報

吉 備 町（開示しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき明らかに開示することができないとされている情報。
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、プライバシーを不当に侵害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することがこの条例の目的上必要であると認められるもの
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益を害し、不利益を与えることが客観的に明白と認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - エ その他、開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保障、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる情報。
- (5) 町の機関と国、県、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町の機関及び国等の事務事業の公正な執行に著しい支障が生じることが明らかなもの。
- (6) 実施機関（町長を除く。）並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると明らかに認められるもの。
- (7) 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の

事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

- (8) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

熊野川町（公開しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (4) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- (7) 公開しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (8) 法令又は条例の規定により公開することができないと認められる情報

本 宮 町（開示しないことができる公文書）

第九条 実施機関は、実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

- 一 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、開示することができないと認められる情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定に基づき何人も閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 三 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- 四 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- 五 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関からの委任、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- 六 実施機関（町長及び消防長を除く。）並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決により開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの
- 七 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の

事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

八 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

九 任意に個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と町との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

串 本 町（開示しないことができる公文書）

第六条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことができる。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

三 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの

四 町の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

五 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認め

られるもの

六 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

七 開示しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

八 法令又は条例の規定により開示することができないと認められる情報

北 山 村（公開しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財政等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの。

エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する職を占めるものをいう。）であり、かつ、当該情報がその職務の遂行に係るものである場合における当該情報に含まれる当該公務員の職及び氏名

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 村政の運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 村の機関内部若しくは機関相互間又は村の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下この号において「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意志形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずると認められるもの

イ 村の機関又国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟、人事その他の事務事業に関する情報であって公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行

に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 村の機関が国等との機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

エ 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 公開しないことを条件として個人又は法人等から村の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(4) 法令又は条例の規定により公開することができないと認められる情報

広 川 町（開示しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき開示することができないとされている情報。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが公益上特に必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保障、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報。

(5) 町の機関と国、県、他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町の機関及び国等の事務事業の公正な執行に著しい支障が生じると認められるもの。

(6) 実施機関（町長を除く。）並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、開

示ることにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると明らかに認められるもの。

- (7) 町又は国等の事務事業に係る意志形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意志形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。
- (8) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

上 富 田 町（公開しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
- イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
- ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (3) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意志形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (4) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得し

た情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

- (6) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (7) 公開しないことを条件として個人又は法人等から町の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (8) 法令又は条例の規定により公開することができないと認められる情報

橋本市（開示しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、公文書の請求（以下「開示請求」という。）に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの。
 - エ 公務員（国家公務員法「昭和22年法律第120号」第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（開示することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (4) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来

の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

- (5) 市の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (7) 開示しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (8) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報

各条例の規定をみてもわかる通り、非公開情報の分類にはいろいろな方法がある。

しかし、概ね、個人情報、法人等情報（事業活動情報）、法令秘情報、意思形成過程情報や事務事業執行情報などの行政運営情報、国等協力関係情報、犯罪等情報、任意提供情報に分類できるだろう。

非公開とされる個人情報とは何かについて、条例は、ほぼ2つのやり方に分けられる。

1つは、和歌山県条例のように、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とする方法であり、他は、白浜町条例のように、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」とする方法である。一般に、前者を個人識別情報型といい、後者をプライバシー情報型と呼ぶ。プライバシー情報型は、非公開の範囲を不必要に拡大せず、知る権利を最大限保障するという点で優れた面があるが、通常他人に知られたいと認められるものの判断において主観的判断が入りやすい欠点もある。一方、個人識別情報型は、その反対のことが言える。結局、両者は、知る権利の保障とプライバシー保護のバランスをどうとるかによる違いである。

国の情報公開法は、立法関係者によれば、「個人識別情報を原則不開示としたうえで、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの、および、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものをただし書で例外的開示事項として列挙する個人識別情報型が採用された」（宇賀克也『情報公開法の逐条解説』有斐閣、1999年、43頁）という。

那智勝浦町、太地町、熊野川町条例のように、開示しないことを条件として提供された情報、いわゆる任意提供情報が非公開情報とされているものがある。しかし、任意提供情報であっても、公開しない約束の締結が状況に照らし合理的である場合にのみ非公開と解釈すべきであろう。

(11) 存否に関する情報

国（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

和歌山市（存否を明らかにしないことができる公文書）

第6条の2 実施機関は、公文書の公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより前条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を却下することができる。

新宮市（存否に関する情報）

第12条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（存否に関する手続）

第19条 実施機関は、第12条の規定により、当該公開請求の拒否をする場合、新宮市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該公開に対する決定をしなければならない。

北山村（存否を明らかにしないことができる公文書）

第6条の2 実施機関は、公文書の公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより前条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を却下することができる。

橋本市（公文書の存否に関する情報の取扱い）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

これは、いわゆるグローマー拒否と呼ばれているものを条文化したものである。

新宮市条例は、これを認めるとともに、その濫用防止のため、情報公開審査会への事前の諮問を義務づける規定を設け、慎重な対応をしている。

(12) 救済手続

和歌山県（不服申立てがあった場合の手続）

第12条 実施機関は、第7条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、和歌山県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

和歌山市（救済手続）

第12条 市長又は実施機関は、第9条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、別に定める和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

湯浅町（救済手続）

第12条 第7条第1項の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより不服申立てをすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、湯浅町公文書開示審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。
- 3 審査会は、前項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

古 座 町（救済手続き）

第11条 請求者は、公開の請求に関する処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申し立てを行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の不服申し立てがあった場合において、当該不服申し立てが不適法であることを理由として却下する時を除き、遅滞なく古座町情報公開審査会に諮問（議会にあっては意見聴取）し、その答申を尊重して、不服申し立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

那智勝浦町（救済手続）

第14条 町長又は実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（公文書の本人の開示をしない旨の決定を含む。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、那智勝浦町公文書開示審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

太 地 町（救済手続）

第十四条 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（公文書の本人開示をしない旨の決定を含む。）又は、自己情報に係る記載の訂正について行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、太地町公文書開示審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

白 浜 町（救済手続）

第12条 第9条第1項の規定に不服のあるものは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより不服申立てをすることができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、白浜町情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

新 宮 市（救済手続）

第18条 請求者は、公開の請求に関する処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の規定により、不服申し立てを行うことができる。

- 2 実施機関は、第1項の不服申し立てがあった場合、その不服申し立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、新宮市情報公開審査会に諮問（議会にあっては、意見聴取）し、その答申等を尊重して、不服申し立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

吉 備 町 (救済手続)

第12条 第7条第1項の決定に不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、吉備町公文書開示審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に該当不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。

3 審議会は、前項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

熊 野 川 町 (救済手続)

第14条 町長又は実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定(公文書の本人の開示をしない旨の決定を含む。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、熊野川町公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

本 宮 町 (不服申立てがあった場合の手続)

第十二条 実施機関は、第七条第一項の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、本宮町公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

串 本 町 (救済手続)

第十四条 町長又は実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定(公文書の本人の開示をしない旨の決定を含む。)について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、串本町公文書開示審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

北 山 村 (救済手続)

第14条 村長又は実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定(公文書の本人開示をしない旨の決定を含む。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、北山村情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

広 川 町 (不服申立てがあった場合の手続)

第12条 実施機関は、第7条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、広川町公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不

服申立てに対する決定又は決裁を行わなければならない。

上 富 田 町（救済手続）

第12条 実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、上富田町情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

橋 本 市（救済手続）

第15条 開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号に掲げるときを除き、速やかに、橋本市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 開示請求拒否の決定を取り消し、当該公文書の開示の決定をするとき。ただし、当該公文書に第三者に関する情報が記録されているときを除く。

2 前項の処分庁又は審査庁は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

すべての条例が、不服申立てがあった場合のため、いわゆる情報公開審査会を設けている。

審査会が諮問を受けてから答申までの期限は、湯浅町、吉備町条例のように60日間とするものと、条例に期限を規定しないで規則等に定めているものがある。県条例には、何も規定がない。実際に活動を行っている和歌山県公文書開示審査会の実例をみると、慎重な審査のため、相当長い日数がかかっている。拙速は避けなければならないが、条例を実効あらしめるため出来るだけ短期間で答申するようにしなければならない。

(13) 出 資 法 人 等

国（独立行政法人及び特殊法人の情報公開）

第四十二条 政府は、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

和 歌 山 市（出資法人等の情報公開）

第17条 市が出資その他財政的援助を与えている法人等であって、市長が定めるものは、この条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

本 宮 町（出資法人の情報公開）

第二十条 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社及び有限会社（以下「出資法人」

という。)にあつては、この条例の趣旨にのっとり、出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、規定の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

北山村(出資法人等の情報公開)

第20条 村が出資その他財政的援助を与えている法人等であつて、村長が定めるものは、この条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるよう務めるものとする。

橋本市(出資法人の情報公開)

第22条 市が出資する法人で規則で定めるものは、情報公開に関する市の施策に準じ、情報の提供その他の情報公開のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

出資法人等の情報公開については、出資法人等を情報公開の実施機関に含めるよう条例に規定するかどうかで議論があつた。当初、那智勝浦町は、100%出資の土地開発公社を条例に規定していたが、後に削除するに至つた。この事例以降、県内の条例は、実施機関に含めないようになっている。その際の考え方として、和歌山市や新宮市のような対応があらうと思う。例えば、和歌山市条例20条は、市が出資その他財政的援助を与えている公法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等であつて、市長が定めるものは、原則公開の市情報公開条例の趣旨にのっとり、これら出資法人等がその保有する情報の公開を推進するよう必要な措置を講ずるよう規定している。これは、このような出資法人等の、市行政との一体性、市の財政支援などが考慮されたためである。

新宮市は、条例に規定はしなかつたが、外郭団体の情報公開に関する要綱を制定し、それに基づいて情報公開を推進している。

4. 若干の自治体における条例制定過程及び運用状況

ここでは、県内における情報公開条例制定済みの16自治体の中から、特色があると思われる3つの自治体を取りあげ、そこでの条例制定過程、条例の特徴、制定後の運用状況を見ていくことにする。なお、和歌山県と和歌山市の条例については、大変特色のあるものであるが、前回の『和歌山県下の自治体における条例制定に関する研究』の中でとり扱つたので、今回は除外した。

(1) 湯浅町公文書の開示に関する条例

一 はじめに

湯浅町は、県下の町村で初めて情報公開条例を制定した自治体である。

本条例制定過程において、行政と議会内の委員会が果たした役割が非常に大きかつた点に特色がある。また、最初の条例は、平成8年3月27日公布、同年7月1日に施行されたが、その約1年後の平成9年7月に改正され、同年9月1日から現行条例として施行されている。このように短期間のうちに大幅な改正がなされている点も注目される。

二 条例制定までの検討過程

① 情報公開対策特別委員会の設置

過去にいくつかの不明瞭な行政があつた湯浅町では、町政をオープンにすべきだとの要望が

出てきた。そこで議会では、平成3年9月定例会で、情報公開対策特別委員会（委員9名）の設置が議決された。同年12月に開催された最初の委員会では、条例を既に制定している他の自治体の状況が報告され、それらの条例を取り寄せて検討していくという方針が決定された。

平成4年に入り、特別委員会では、この問題についての先進自治体である大阪府、茨木市の条例が検討された。

② 職員による調査研究チームの結成

行政内部においては、平成4年3月、職員による調査研究チームが結成された。これは、部長・課長8名で構成され、他の自治体の制定状況を調査研究するため、早速、和歌山県と茨木市を視察した。また、行政として、文書のうち、公開するもの、非公開にするもの等を整理し、資料を作成する事などを決定し、準備を始めた。

③ 特別委員会での検討

特別委員会は、平成4年には3回開催され、そこでは、茨木市を参考にした条例案が提出された。議論の中で、審査委員会のあり方、条例の制定時期、個人情報保護の徹底、入札事務の透明化、住民サービスの面からの原則公開、開発公社の取り扱い、などが取り上げられた。

平成5年3月15日、特別委員会は、和歌山県の情報公開制度実施に向けた動きを重視し、和歌山県条例を参考にした制度実施を目途に準備を進めることを決定した。モデルとすることにした「和歌山県公文書の開示に関する条例」（平成5年2月26日上程、3月23日制定、3月30日公布、10月1日施行）については、『和歌山県下の自治体における条例制定に関する研究』の中で取り扱っているのので、ここでは取り上げないが、県内の自治体で最初の情報公開条例であるが、都道府県レベルで40番目であったこと、内容的に若干問題点をもっていたことを指摘しておく。

職員による調査研究チームの方は、5月、県の担当課である総務学事課へ行き、文書の起案から完了保存までの文書取扱いについて指導を受けている。

その後の特別委員会においては、公文書の起案・整理保存の方法について職員に周知するための研修の必要性、公開制度に対応できる文書管理・検索システム等の整備、情報公開制度を住民にわかりやすく知らせる対策等が指摘されている。

④ 町長の資産公開条例

町政の透明化と政治倫理確立のため、平成7年9月の特別委員会において、町長の資産公開条例案の概要説明がなされ、結局これは、情報公開制度の一環として、翌8年12月議会に上程され、成立した。

⑤ 条例の制定

特別委員会は、平成3年12月の第1回から5年4ヵ月をかけて情報公開について審議を行い、平成8年3月27日条例は制定、公布され、7月1日施行された。その後、委員会は9月の第18回をもって終了している。

三 条例の特色

既に述べたように、本条例は、和歌山県条例をモデルとしており、それと非常に類似したものとなっている。

① 名 称

本条例の正式名称は、「湯浅町公文書の開示に関する条例」であり、「和歌山県公文書の開示に関する条例」と、自治体名以外は同じである。名称が示すように、本条例は、各条文においても県条例との類似性が極めて高い。

② 目 的（1条）

目的として、町民の公文書の開示を求める権利、町民の町政に対する理解と信頼の確保、町政への参加促進、公正で開かれた町政の推進の4つが規定されており、知る権利、地方自治の本旨、説明責任などには言及されていない。本条は、県条例とほぼ同じ内容である。

③ 実施機関（2条1項）

実施機関の中に、県条例と同じく、公営企業管理者が含まれているが、議会は除外されている。

④ 公開対象情報（2条2項）

公文書として、文書、図面及び写真であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの、としている。ビデオテープ等や電算ファイルは対象になっていないようである。また、未決済情報も対象外とされている。なお、本条文は、県条例と全く同一である。

⑤ 実施機関の責務

実施機関の責務として、個人情報保護（3条）、積極的な情報提供の推進（17条）、公文書の検索体制の整備（18条）を規定している。

⑥ 請求権者（5条）

請求権者として、(1) 町内に住所を有する個人、(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、の2つだけが規定されている。この条文では町内在住等以外のものは請求権がないことになるが、16条2項で、「第5条各号に掲げるもの以外のもので実施機関が定めるもの」から公開請求があった場合には、「これに応ずるよう努めるものとする」ことになっている。本条文は、県条例とほぼ同一である。県の「知事が管理する公文書の開示に関する規則」4条2項によれば、上記の「実施機関が定めるもの」とは、(1) 県内に存する学校に在学する個人、(2) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する個人、(3) 前2号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有し、当該利害関係に係る公文書の開示の申出をしようとする個人及び法人その他の団体、とされている。未確認だが、もし湯浅町にもこれと同じような規則があれば、町と何も関係のない者は、請求権どころか、任意開示さえもされないことになり、検討すべき課題であろう。

⑦ 公開決定（7条）

実施機関は、受理日から起算して15日以内に開示するかどうか決定すべきこと、また、やむを得ない理由があれば、決定期間を60日を限度に延長できること、などが規定されている。この条文も、県条例とほぼ同一である。

⑧ 非開示情報（9条）

開示しないことができる公文書として、(1) 法令秘情報、(2) 個人情報、(3) 事業活動情報、(4) 犯罪の予防、捜査等情報、(5) 国等関係情報、(6) 合議制機関等関係情報、(7) 意思形成情報、(8) 行政運営情報、が記録されているときをあげている。

個人情報については、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とし、いわゆる個

人識別情報型をとっている。

なお、本条は、県条例とほとんど同一である。

⑨ 審査会 (12条、13条)

開示するかどうかの決定について不服申立てがあった場合、湯浅町公文書開示審査会に諮問しなければならない。審査会は、学識経験を有する委員5人以内で組織されている。

審査会の任務は、上記の諮問に応じて審議・答申することだけである。情報公開制度に関して審議したり提言したりするといった任務は与えられていないし、また、審査会以外にそれらを行う審議会も設置されていない。

諮問を受けてから、審査会が実施機関に答申するまでの期限についての規定は、置かれていない。

審査会に関する条文は、自治体名を除き、県条例と同一である。

⑩ 費用負担 (11条)

公文書の写しの交付を受けるものは、その費用を負担しなければならない。

四 制定後の運用状況

① 平成8年3月の条例制定・公布後、町では、町内に公文書公開制度の回覧を配布したり、庁内にポスターを掲示して制度の周知を図った。また、公文書開示について職員の研修も重ねて制度開始に備えた。

② 公開請求の処理状況

平成8年7月の条例施行後1年間に、開示請求は2件だけである。それらは、いずれも町長の資産公開を求めたものであり、町の広報紙である『広報ゆあさ』に掲載された。結局、実施機関としての町長、教育委員会等に対しての情報公開請求はなかった。ただし、注意しておかなければならないことがある。それは、請求件数のカウントの仕方である。ある自治体では、住民からの問い合わせがあればそれらの数もカウントしているのに対し、湯浅町では、公文書の主管課が、すぐに結論が出せない場合や、担当職員の判断で公開できない場合のみ、開示請求の手続きに入り、請求件数にカウントしている。従って、単に数字の比較だけで判断するのではなく、実際の運用を確かめた上で判断しなければ正しい認識とは言えないであろう。

③ 条例改正への動き

条例施行のわずか8ヵ月後、平成9年3月議会に、条例改正案が議員提案された。そこでは継続審議となったが、結局6月議会で制定され、7月15日公布された。

平成9年7月3日毎日新聞によると、「全国的に行政の情報公開が潮流になっている中、請求があろうとなかろうと公開枠や開示対象は広くすべきだ。町外からの開示請求があれば、それに刺激されて町民の行政への関心や“知る権利”の意識は却って高まるはず」と、改正案を提案した議員は話しているという。

また、この条例改正に合わせて、湯浅町個人情報保護条例も議員提案され、制定された。この条例は、電算処理の個人情報と手作業処理の個人情報の双方、及び公的部門保有の個人情報と民間部門保有の個人情報の双方を対象とする今日的な総合的個人情報保護条例であり、県内の自治体では最初のものとなった。同条例は、平成9年7月15日公布、平成10年4月1日施行された。

五 改正条例の特色

平成9年9月1日施行の改正条例の特色について、旧条例から大きく変わった点を中心に述べることにする。

① 目的（1条）

旧条例の「町民の公文書の開示を求める権利」にかわって、改正条例は、「公文書の開示を請求する町民の知る権利」を規定した。旧条例は、本条をうけて、3条の解釈及び運用や5条の請求権者についても「町民の」開示を求める権利が規定され、それなりに首尾一貫したものとなっていた。しかし、改正条例は、3条の解釈及び運用については、「町民の」開示を求める権利とし、5条の請求権者については、「何人も」開示請求できるとしており、1条・3条と5条との論理に一貫性が欠けているように思える。また、文章が複雑すぎて、例えば、開示を請求しない町民には知る権利が保障されないかのような誤解を招くおそれもある。

② 実施機関（2条1項）

実施機関に、議会が追加された。これは最近の傾向であり、望ましい方向だといえる。

また、旧条例では、「公営企業管理者」とされていたのが、改正条例では、「公営企業」と改正された。

情報公開条例において、どのような機関を実施機関とすべきかについて、およそ次の3つの考え方がいわれている（兼子仁他編著『情報公開・個人情報条例運用事典』61頁以下、悠々社、1997年）。それによると、(1)「行政庁」を基礎とする考え方、(2)「職員任命権」を基礎とする考え方、(3)「文書管理権限」を基礎とする考え方、であり、旧条例の公営企業管理者というのは、(1)(2)(3)のいずれの考え方をとっても実施機関ということになる。改正条例の公営企業というのは、どのような考え方をもって実施機関としたのかは、不明である。

③ 公開対象情報（2条2項）

請求できる公文書として、「フィルム、録音テープ、磁気テープ、光ディスク等」が追加して規定された。

旧条例は、いわゆる紙類に記録したものに限定していたが、改正条例は、情報媒体の範囲を広げ、電算情報をも対象に含めたといえる。

もう一つは、旧条例は、「決裁又は供覧等の手続が終了」したものに限定していたが、改正条例は、未決裁も含め「管理しているすべてのもの」に拡大した。

④ 請求権者（5条）

旧条例は、町内在住者等に限定していたが、改正条例は、「何人も」請求できることにした。以前と比べると、大きな前進である点は評価できるが、いろいろな状況を想定した上でもう少しきめ細かな規定をするべきではないかと思う。なぜなら、開示請求に関する手数料や開示の実施に関する手数料を一切徴収しないことになっているが、その費用負担は町がすることとは、結局は町民が負担することであるからである。

⑤ 公開決定（7条）

実施機関は、情報公開請求書を受理して15日以内に開示するかどうか決定しなければならないが、やむを得ない理由がある場合、旧条例は、これを60日を限度に延長できるとしていたが、改正条例は、短縮して30日とした。

⑥ 非開示情報（9条）

旧条例は、個人情報について、個人識別情報型をとっていたが、改正条例は、「プライバシーを不当に侵害するもの」と変え、プライバシー情報型を採用した。

⑦ 情報公開審査会（12条、13条）

審査会について、旧条例では、委員5人以内で組織し、審査権限のみが規定されていたが、改正条例では、委員5人で組織し、審査のほか、情報公開制度に関して意見具申権限が認められることになった。

また、旧条例には一切なかったが、改正条例には、審査会は諮問日から60日以内に答申するよう努めなければならないという規定が設けられた。

⑧ 費用負担

公文書の開示とは、公文書の閲覧若しくは視聴に供すること（2条3項）だとされるが、国の情報公開法と異なり、上記④で述べたように、開示に関する手数料は無料である。ただし、公文書の写しの交付は、実費を請求者が負担する。ここまでは旧条例もほぼ同じだが、改正条例は、町が、特別の理由があると認めるときには写しの交付に要する費用の減額又は免除をできる、とした。

六 改正条例施行後の運用状況

① 公開請求の処理状況

平成9年度は、請求がなかったが、平成10年度は、2件あった。1つは、公共事業入札の公開請求についてのもので、部分開示の決定に対し不服申立てがなされ、結局、全面開示となった。もう1件は、教育委員会の会議テープの公開請求であったが、非開示の決定に対し不服申立てがなされたが、結局、不存在となった。

平成11年度の実施状況は0件であった。

平成12年度については、現在までのところ1件のみである。やはり、公共事業の入札の敷札の公開請求に対し、非開示とされた。

② 上記四②で述べたように、請求件数のカウントの仕方を考慮しなければならないが、湯浅町の住民は、本制度をあまり活発に利用しているとは言えないのではないと思われる。その原因がどこにあるのかは、今後研究しなければならないと思う。

(2) 白浜町情報公開条例

一 はじめに

白浜町では、平成9年9月頃から町長発議により、情報公開に本格的に取り組み始めた。そして、平成11年3月25日に白浜町情報公開条例を制定・公布し、同年4月1日から施行している。

また、情報公開と個人情報保護は表裏一体の関係にあるとの考えに立ち、情報公開条例と同じ日に、白浜町個人情報保護条例を制定・公布し、施行している。個人情報保護条例の制定は、県下の自治体では湯浅町に次いで2番目だが、情報公開条例と同時に制定したのは初めてである。

以下に述べるように、行政内部での取り組みと共に、町民から条例制定請願書と条例案の提案がなされており、そういった自治意識の高揚の中で、約1年半かけて条例を制定した。

二 条例制定までの検討過程

① 行政内部での条例素案づくり

開かれた町政を行政の大きな柱としている町長の発議に基づき、行政内部では、宝塚市、和歌山市、湯浅町、古座町、那智勝浦町等の先進地調査および資料の収集を、平成10年4月までに行った。

その後、制度の概要、方針等を課長会で検討した上で、情報公開条例、個人情報保護条例の素案づくりを行った。

② 町民による条例制定の請願

元町議会議員を代表者とする町民116名は、平成10年6月15日、議会に対し、住民の知る権利を保障するための情報公開条例の制定を求める請願書を提出した。請願書には、17条から成る白浜町情報公開条例案が添付されていた。この条例案は、行政作成の条例素案と基本的な構成はあまり異ならないが、いくつかの特色をもっている。

例えば、目的（1条）として、「日本国憲法にいう基本的人権としての知る権利を保障」、地方自治の本旨、町政への住民参加の推進、住民の理解と信頼の深化、公正かつ民主的な町政実現の5つがあげられている。基本的人権としての知る権利を保障するという点は、行政による条例素案とは異なっている。

結局、同年9月24日に、議会でこの請願は採択された。

③ 情報公開制度検討委員会

平成10年7月末に、行政内部に、各課の職員15名で組織された情報公開制度検討委員会が設置され、そこにおいて、行政当局作成の条例素案の内容や制度制定に向けての各課の課題などが検討されていった。

このような検討委員会による情報公開制度の取り組みについては、議会の総務委員会に報告がなされていた。

10月に開催された第2回検討委員会では、公開・非公開の基準、公開にあたっての各課の課題が協議されている。

12月に催された第3回検討委員会では、公開に向けての文書分類・整理や検索資料の作成が要請されたり、各課で公開・非公開の文書について内部的検討および条例・規則素案についての検討が行われている。

④ 町長以外の実施機関における制度への取組み

平成11年に入ると、実施機関に予定されている農業委員会に対し、制度へのこれまでの取組み状況と条例素案について報告を行った。

このように、町長以外の実施機関では、3月までに、担当当局と協議を行い、条例案について内部で審議を行った。

⑤ 条例制定

平成11年1月の第4回検討委員会において、条例・規則素案（最終案）について協議を行った後、庁内の条例等審査委員会において、この条例案が審査された。

2月に入ると、上記の手続きを経た情報公開条例案と個人情報保護条例案は、議会の総務委員会に付議され、その後、議員懇談会において、それらが懇談された。

結局、平成11年3月議会に、これらの条例案は提案され、可決成立した。

情報公開条例の制定は、県内の自治体では7番目、個人情報保護条例の制定は、2番目であった。

三 条例の特色

白浜町の情報公開制度は、(1) 原則公開、(2) 個人のプライバシーの保護、(3) 公正かつ公平な救済制度の確立、の3つの原則に従って制度化がなされたという。

以下に個別の条文ごとにみていくが、当局によれば、和歌山市と湯浅町の条例の影響が大きいとのことである。

① 目的(1条)

本条例の目的として、公文書の公開を求める権利、開かれた町政の実現、住民の町政に対する理解と信頼の深化、町政への参加促進、公正で民主的な町政の推進がうたわれている。

町民らが提出した請願書に添付されていた条例案には、基本的人権としての知る権利が規定されていたが、本条例にはない。このことにつき、町当局の考えは、知る権利という概念には、抽象的権利、具体的権利、あるいは自由権、請求権的なもの等、様々な理解があるのが現状である。本条例は、目的規定に知る権利という言葉を用いていないが、「公文書の公開を求める権利を明らかにする」という表現によって、憲法理念を踏まえた充実した情報公開制度の確立を目指している。「知る権利」という文言があるかないかで条例の評価が左右されるものでなく、条例の具体的内容と運用者の条例解釈意識が重要だ、としている。これは、一つの見識を示すものと評価していいと思う。

② 実施機関(2条1項)

白浜町は、公文書の管理を、地方自治法、地方公営企業法等に基づいて自らの判断と責任において執行することの権限を有している機関を実施機関と解釈している。このように文書管理権限を基準とし、議会を実施機関に含めている点は、評価できよう。

他方、町と別の法人格を有する団体、土地開発公社等の町の外郭団体は、実施機関とされていない。

これは、以前に那智勝浦町が外郭団体を実施機関として条例に規定していたところ、和歌山県当局により妥当でないと指導され、結局条例改正のうえ除外したという出来事があり、そのことを参考にしたものである。ただし、実施機関の職員が職務上取得した外郭団体の文書については、公文書として本条例の対象となるのは、当然である。

③ 公開対象情報(2条2項)

対象となる公文書に、紙等に記録された文書等以外に、磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク等電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた電磁的記録が加えられている。

④ 請求権者(5条)

何人も公開請求できるとしている。従って、国内・外を問わず広く町民以外の者もできる。

⑤ 実施機関の責務(3条、15条、16条)

実施機関は、個人情報の保護、公文書の検索資料の作成、情報の積極的提供を行う責務がある。

⑥ 非公開情報（6条）

原則公開の例外として、8つの非公開とできる情報が規定されている。

これら適用除外事項の中に、個人情報が含まれている。本条例は、「特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を個人情報とし、いわゆるプライバシー情報型を採用している。さらに、当該情報から直接個人が識別されなくても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別されるいわゆるモザイク・アプローチの場合、その情報が通常他人に知られたいと認められるものについても非公開とする解釈をとっている。

⑦ 公開決定（9条）

実施機関は、公開請求書を受理した日から14日以内に公開の可否を決定しなければならない。やむを得ない理由があれば、これを30日を限度として延長できる。

やむを得ない理由として、(1) 請求に係る公文書の種類が膨大で、短期間に検索することが困難である場合又はその内容が複雑である場合、(2) 請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているため、第三者の意見を聴取する必要がある場合、(3) 天災等予期し得ない業務の増大がある場合等、合理的理由により短期間に公開の可否を決定することが困難である場合が考えられている。

⑧ 情報公開審査会（12条、13条）

地方自治法上の町長の附属機関として設置される審査会は、5人以内の委員で組織され、不服申立てに関する実施機関からの諮問に応じての審査と、公文書公開制度の運営に係る重要事項についての意見具申ができることになっている。

なお、諮問から答申までの期限については、規定されていない。

⑨ 費用負担（11条）

公文書の閲覧に要する費用は無料としているが、公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担としている。

白浜町情報公開事務取扱要綱によれば、写しの作成費用を1枚30円としているが、他の自治体のほとんどが10円ないし20円程度であることからすれば、少し高額であろう。制度の積極的な利用のためには、閲覧手数料の無料は評価できるが、写し負担額は10円程度で良いのではないだろうか。

四 制定後の運用状況

① 平成11年4月1日の条例施行後、平成12年3月末までの1年間に、計46件の情報公開請求が行われている。平成11年5月に20件、6月に2件、8月に3件、11月に14件、12月に1件、平成12年3月に6件が受け付けられている。

白浜町では、電話等の口頭による公開請求は認めないが、郵送による公開請求も認めているため、12件は郵送によるものであった。

公開請求の公文書の所管課は、総務課26件、建設課5件、観光課1件、企画課2件、水道課1件、農林課8件、生活環境課1件、出納室1件、幼児対策室1件という内訳である。

条例施行後、比較的コンスタントに、そしてさまざまな分野を対象に、情報公開請求がなされていることが、以上のことからわかる。白浜町政に関心をもつ人が多く存在していると言え

るだろう。

② 公開請求の処理状況

上記の平成11年度における計46件の公開請求に対し、公文書不存在につき請求却下1件、非公開1件、全部公開32件、部分公開10件、公文書に係る第三者の意見聴取中につき公開決定期間延長中（平成12年3月31日現在）2件という処理状況である。

これらの事務は、もちろん本条例や、白浜町情報公開条例施行規則、7つの各実施機関の管理する公文書の公開に関する規則、および白浜町情報公開事務取扱要綱に基づいて行われている。

③ 不服申立ての処理状況

平成11年度において、不服申立てが1件なされた。

これは、鶏肉加工共同作業場自動脱骨機設置工事の落札予定価格調書のうち最低制限価格に対する入札書比較価格が判明する書類の公開請求がなされたケースだが、受理後14日以内の可否決定が困難なため決定期間の延長が行われ、庁内の情報公開調整委員会で慎重に判断し、結局非公開決定がなされたのである。

これに対し不服申立てがなされたため、白浜町情報公開審査会に諮問が行われた。同審査会は、2週間後、公開すべきとの答申を行ったため、町長はそれを尊重して不服申立てを認容する決定を行い、請求情報は公開された。

本条例には、諮問から答申までの期限についての規定は存在しないが、本件については1回の審査会の後に答申という非常に短期間で処理している。正確性と迅速性のバランスの問題であるが、今後の検討課題である。

(3) 新宮市情報公開条例

一 はじめに

新宮市は、国の情報公開法（平成11年5月7日成立、5月14日公布）の約1ヵ月前、平成11年3月に新宮市情報公開条例を制定・公布（3月30日）し、同年10月1日から施行している。

以下に述べるように、まず市会議員らによる議会発案があり、それに対し市民らによる条例案も出され、それら2つの条例案をベースにして、様々な機会をとらえて情報公開制度について研鑽を積んだ職員を中心とする行政当局も協力して、1年かけて条例を成立させている。

二 条例制定までの検討過程

① 議員による条例提案

平成10年（1998）3月26日、9名の市議会議員によって、情報公開条例案が議会に提出された。これは、沖縄県の某公共団体の条例をモデルにした条例案とも言われているが、事実関係がはっきりとはわからないので、比較検討できない。

全17条から成るもので、平成11年4月1日から施行が予定されていた。1条の目的規定の中に、「日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利」の保障があること、2条の実施機関の中に、議会があること、5条の公開請求権者として、「何人も」としていること、しかしながら、3条の実施機関の責務としては、「市民」の知る権利が保障されるよう条例の解釈・運用がなされればよいこと、10条の費用負担では、閲覧手数料の無料、写しの作成費用が百円

未満の場合の免除、第12条の情報公開審査会では、委員が15名であり、その中に市議会議員及び市職員を含むこと、等が目を引き。

この条例案は、公正で市民にガラス張りの市政を目指したものとされ、総務委員会負託となり、このことが新聞報道された。

② 市民らによる条例提案

議員による条例案が議会に提案されたことを新聞報道によって知った市民らは、翌4月28日に、「明日の新宮市を考える会」名で、市長に対し、条例制定についての要望書と独自の条例案を提出した。彼らは、行政への市民参加とりわけ本条例の制定過程においても市民参加として公聴会や説明会等の開催、条例が審議される総務委員会の市民傍聴、そして市民提案の条例の実現の3つを要望した。

市民提案の条例案は、議員提案の条例案と各条文を比較したところ、多分、議員提案のそれを基に部分修正したものであろうと思われるほどよく似ている。大きく異なる点は、1条の目的に、「公正かつ民主的な」が加えられていること、2条の実施機関に、「市が出資している団体又は援助している公共法人」が加えられていること、6条3号に、論理的におかしい文が追加されていること、6条から、期間経過により非公開とする理由がなくなった公文書の公開義務が外されていること、8条4項で、公開決定期間の延長日数が30日から14日に短縮されていること、10条2項で、「公益目的の情報公開の場合は、費用を減額することができる」との規定が追加されていること、11条2項で、「不服申し立てに対する決定又は決裁」（これは多分、裁決のミスプリントであろうと思うが）と書いてあること、12条3項の情報公開審査会の委員に、市職員は外されているが市議会議員が含まれていること、などである。

③ 条例の制定

委員会では、議員提案の条例案をベースに市民提案のも含めて審議がなされた。委員会は、同年5月、「明日の新宮市を考える会」の市民に、彼らが提出した条例案について意見陳述をさせた。

結局、約1年間に5回の委員会審議を行い、平成11年（1999）3月、条例は成立し、3月30日公布された。

三 条例の特色

制定された条例は、議員提案及び市民団体提案の条例案を大幅に変更したものとなっており、また、それは国の情報公開法要綱案も参考にして作られている。

① 目的（1条）

本条例の目的規定の中に、市民の知る権利の保障、市民に対する市の説明責任、市政への市民の参加推進、市民の理解と信頼の深化、が明記されている。

議員及び市民団体提案にあった「日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利」という表現が、単に「知る権利」と変更されている。国の要綱案には、知る権利という言葉は盛り込まれていない。

一方で、2つの提案にはないが、国の要綱案にある説明責任を追加していることが注目される。

少し気になることは、1条で保障しているのは、市民の知る権利としての公文書公開請求権

であり、市民以外の者については言及されていないが、5条では、何人も請求権があることになっている点である。一貫性のある表現にした方がよいと思う。

② 実施機関（2条2号）

実施機関に議会も含めてあり、これは最近の条例の傾向である。しかし、市民団体提案にあった、市が出資している団体又は援助している公共法人は除外されている。これは、那智勝浦町での出来事が影響していると思われる。那智勝浦町は、平成10年3月、町が100%出資した土地開発公社を実施機関に加えた公文書開示条例を制定した。ところが、和歌山県から、公社は自治体とは別法人とみなされるのでそのような自治体出資の外郭団体に条例を適用するのは適切でない、と指摘されたのである。

新宮市は、外郭団体を、本条例が適用される実施機関にすることを断念し、別に要綱を定めてその情報公開を行っている。「新宮市の外郭団体の情報公開に関する要綱」（平成11年12月1日施行）は、市の外郭団体が市政と密接な連携を図りつつ事業活動を推進していることから、その透明性を高め、その活動に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の実現を目的として情報公開を行うとしている。市が100%出資している新宮市土地開発公社、財団法人新宮港湾財団、財団法人佐藤春夫記念会、財団法人新宮徐福協会、及び財団法人新熊野体験研修協会の5つの外郭団体の理事長を実施機関としている。

③ 定義（2条3号）

公文書の公開とは何かという定義を追加している。これは、2つの提案にはなかったが、国の要綱案には規定されていた。

④ 請求権者（5条）

請求理由を明示することによって、請求者は公開請求することができる、としている。この結果、実質的には、何人も請求することが可能となっている。2つの提案及び国の要綱案には、「何人も」できる、と明記されていた。

市当局によれば、請求理由は、記載されてあればよく、その当否の判断によって公開・非公開の決定が左右されない扱いのようである。

⑤ 非開示情報（7条、8条）

2つの提案は、非公開にできる公文書という1本の条が立てられていただけであったが、本条例は、公開を行ってはならない情報（7条）と、公開を行わないことができる情報（8条）の2本立てに規定された。

このように、2つに分けて規定しても実質的には解釈上同じことだという見解もあるが、市は別のものと解しているようである。7条は原則として非公開、8条は実施機関の裁量による公開が認められるのであろう。

私は、さらに、公益上の理由による裁量的公開を規定した条文があった方がよいと思う。

⑥ 公文書の本人公開（11条）

本条例は、7条1号に規定する公開禁止の個人情報であっても、本人から公開請求があった場合には、公開しなければならないとしている。

個人情報の本人公開については、2つの提案及び国の要綱案には規定が置かれていなかった。

新宮市には、現在までのところ、個人情報保護条例が制定されていない。そこで、本条例を用いての本人公開請求を認めたのである。

一般に本人公開請求の希望が多い分野は、医療及び教育情報である。しかし、市当局の本条文の解釈と運用によれば、本人に知らせないことが正当と認められる個人情報（11条1項2号）として、指導要録、カルテ、レセプト、採用試験結果、内申書などが挙げられている。この解釈は、少し狭すぎるのではないだろうか。他の先進自治体や、国の運用は、原則公開の方向にある。

⑦ 存否に関する情報（12条）

本条は、公開請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、条例が保護しようとしている非公開情報を公開することとなるときには、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを規定している。いわゆるグローマー拒否を明文化したものである。

2つの提案の中には見られないが、国の要綱案には規定されている。

なお、このような拒否の決定は行政処分であり、当然不服申し立ての対象になる。

実施機関は、公開請求の拒否をする場合、情報公開審査会に諮問しなければならない（19条）ことになっており、この点で国の要綱案とは異なっている。

⑧ 情報公開審査会（20条）

審査会の委員について、議員提案では、市民、学識経験者に加えて市議会議員や市職員を含め15人としていた。市民団体提案では、市議会議員を含め15人としていた。国の要綱案では、9人とされていた。

本条例は、情報公開制度に関して識見を有する5名の委員で審査会を組織する、としている。他の自治体では、委員は5人とする例が多い。2つの提案の15人の委員というのは、異常に多いように思われる。

一方、2つの提案が規定したように、審査会の委員に市議会議員や市職員を含めるのは妥当でないように思われる。実施機関に市長や議会が含まれているのだから、それらが行った処分に対する不服申し立てを審査する委員会の構成メンバーが、いわば「身内」である議員や職員であれば、審査の客観性や公平性の観点から問題があると言わねばならない。厳正なる審査の点で、本条例の方がよいであろう。

⑨ 施行日（附則1）

2つの提案は、どちらも平成11年4月1日施行をめざしていたが、結局、半年遅れの10月1日となった。

⑩ 適用対象文書（附則2）

適用対象文書として、(1) 条例施行日以降に作成、取得した公文書、(2) 施行日以前に作成、取得した公文書で、その目録が整理されたもの、との規定が追加されている。

四 制定後の運用状況

① 文書管理

条例制定後、施行までの6ヵ月間に、市では、文書取扱規定を改正し、決裁の起案時から文書分類番号や保存年限などの記入を義務づけたり、文書保存の際の背表紙を配布し、各課の文書を集中管理することがめざされた。

また、ほとんどの自治体でも行われているが、『情報公開事務の手引き』を作り、これらを職員に配布するとともに、情報公開制度についての説明会を開催して、条例の周知徹底を図る

よう努力した。

② 外郭団体の情報公開に関する要綱の制定

要綱を制定し、条例より2ヵ月遅れの12月1日から施行し、土地開発公社等の外郭団体の情報公開も推進することになった。

③ 公開請求の処理状況

平成11年度（実質6ヵ月間）は、14件の請求に対し、公開が10件、部分公開が4件であった。請求分野では、市民病院関係の6件が最多である。請求者の内訳は、市内に住所を有する者が12件、市内に事務所等を有する者が2件であり、市の事務・事業と無関係な者からの請求はなかった。

④ 不服申立ての処理状況

平成11年度には、不服申立てはなかった。

審査会委員の選任については、裁判所の立地から地理的に距離があるため、弁護士等の法律専門家の数が少ないという問題がある。

⑤ 課 題

早急に、個人情報保護条例の制定が望まれるが、その動きはまだゆっくりしている。

5. お わ り に

以上で和歌山県下の自治体における情報公開条例に関し、その制定状況、主要項目別の検討および3つの自治体のケースをとり上げての個別・具体的検討を行ったことになる。全体のバランスを考えた場合、3. 和歌山県下の自治体における情報公開条例の主要項目別の比較検討の部分が若干多過ぎる印象は否めない。しかし、あえて国および和歌山県内16自治体の法律および条例の主要項目別条文を収録し、それに簡単なものではあるがコメントを付したことは、それなりの思いがあるからである。それは、行政手続法（1993年11月公布、1994年10月施行）38条に基づき、地方公共団体が「この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされた結果、県内の自治体においても行政手続条例の制定が求められることになったのである。県内自治体の制定状況を検証すると、私がアンケート調査を行った1996年7月時点では2自治体だけが制定済みで、他は制定に向けて検討中という回答であった。ところが、2ヵ月後の9月時点では34自治体が制定済みとなり、5ヵ月後の翌年2月時点では41自治体、そして翌3月には51自治体全部が制定済みとなったのである。1995年3月の最初の条例制定からわずか2年ですべての自治体が制定してしまったのである。制定の速度が極めて速いとして評価すべきかもしれないが、本当の意味で地方自治が行われたのであろうか。特に、自主立法権としての条例制定権が行使されたのであればいいと思うのであるが。今回の情報公開法41条にも、行政手続法38条と同様に、地方公共団体に情報公開条例の制定を求める規定が存在するのであるから、今後未制定の自治体は条例制定を急ぐことになるのであろう。その際は、外注することなく、是非とも自分達の手で条例を制定し、条例制定の経験を今後も積み上げ、将来はどこの自治体にも負けない誇りある条例をどんどん作ってもらいたいと思うからである。

条例を項目別に比較検討しながら、それを積み上げて、全体を統一的・有機的に構成して条例を完成すればいいわけで、同じ行政文化を共有する県内自治体の条文を、その判断資料の一つとして収録

するのも意義があるのではないかと思う。

情報公開条例に関する研究という場合、条例の制定面、運用面、解釈面のどこに重点を置くかによって、内容が変わってくる。私は、県内の自治体の現況は、若干の自治体を除いて、いかに条例を制定すべきかというレベルにあると思う。制定済みの16自治体のうち、和歌山県・和歌山市・湯浅町以外の13自治体は、条例が制定・公布されてまだ3年経過していないし、2自治体はまだ施行されていない。制定面がそのような状態である上に、運用面においても、なかなか住民に理解されていないような点もある。住民がこの制度に基づき情報公開請求する事例が非常に少ない自治体がある。

条例の細かい解釈が問題になるような事例は、まだあまり出ていないという現状から判断し、研究の重点を制定面に置いたのである。

条例制定への努力は、いろいろの自治体において見られた。小さな自治体では、一人の職員がいろいろの事務を兼ねて行っている。県のほぼ郡ごとにある7つの振興局の職員は、とりまとめの役割を担って市町村に協力している。また、ある自治体では住民たちが日頃から行政に関心をもち、自分達で条例案を作成している。このように、自治体職員、県、住民、議員たちが、共に条例を作っていく態勢が出来上がることを望むのである。

条例制定の取り組み方として注意しなければならないのは、「突出してはいけないし、遅れてもいけない」という横並び意識や、県内・域内のみに目を向けるといったことをしないことだと思う。そのためには、住民の意識レベルの向上とともに、優秀な職員を確保して、自治体が自前の条例立案能力等の戦力を備える必要がある。

東牟婁郡では7町村中6町村で条例が制定されているが、このように進んでいるのは議会への議員提案がよく行われているからだという指摘も聞いた。

今後は、個人情報保護条例への取り組み方において、自治体の自立能力が試されるだろう。地方分権、市町村合併が論じられる今こそ、各自治体の存立が問われている。

本研究は、財団法人和歌山大学経済学部後援会の助成金を得て行われた。同後援会並びにいろいろと御協力戴いた和歌山県及び各自治体の担当者の方々に謝意を表します。